

## 栄村規則第 11 条

### 栄村自然環境保護条例施行規則

栄村自然環境保護条例施行規則（平成 3 年栄村条例第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、栄村自然環境保護条例(以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保全地区の承認）

第 2 条 村長は、条例第 7 条第 3 項の規定による承認を得る場合にあつては、指定同意書（様式第 1 号）によるものとする。ただし、全ての土地所有者、占有者又は管理者から同意書を得ることが困難な場合にあつては、当該地区の住民で組織される自治会等に事前に説明し、告示することをもってこれに替えることができる。

2 条例第 10 条の規定により指定を解除する場合にあつては指定解除通知書(様式第 2 号)により通知し、区域を変更する場合にあつては前項の規定を準用する。

（保全地区、保護動植物等の指定の告示）

第 3 条 条例第 8 条の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定の名称
- (2) 保全地区に含まれる土地の区域若しくは水域又は保護動植物等の種類
- (3) 指定の目的
- (4) 指定年月日
- (5) 許可を要する行為の内容

2 条例第 10 条の規定による解除又は変更の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定を解除し、又は変更した区域
- (2) 指定を解除し、又は変更した目的
- (3) 指定を解除し、又は変更した年月日

（標識の設置）

第 4 条 条例第 9 条 1 項の規定による標識は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定の名称
- (2) 保全地区の略図若しくは位置図又は保護動植物等の種類
- (3) 指定の目的
- (4) 指定年月日

(5) 指定した担当部署名

(許可申請)

第5条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、保全地区内特別許可申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、以下の図面を添えなければならない。

(1) 行為地の位置を明らかにした地図

(2) 行為の施行方法がわかる図面

(3) その他村長が必要と認めるもの

3 条例第11条第1項第6号に規定する照明器具等の出力は、光源の消費電力とする。

(許可通知)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、審査し、許可する場合には、保全地区内行為許可通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(通常管理行為)

第7条 条例第11条第2項に規定する通常管理行為とは、次に掲げる事項をいう。

(1) 国又は地方公共団体が道路又は公共施設の維持管理のために行う行為

(2) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

(3) 信号機、防護柵、土留擁壁又は鉄道、軌道若しくは自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること(信号機にあっては、新築を含む。)

(4) 道路の舗装、勾配緩和、線形改良その他の道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの

(5) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

(6) 希少種の保全を目的とした巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(7) 宅地の木竹を伐採すること。

(8) 自家用のために木竹を択伐(塊状択伐を除く。)すること。

(9) 桑、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。

(10) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

(11) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切りし、又は間伐すること。

(12) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物を除去すること。

- (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 に定められた計画に基づく鳥獣被害対策を行うこと。
- (14) 漁協組合が漁業法第 4 章の規定に基づく管理行為を行うこと。
- (15) 地表から 2.5 メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。
- (16) 法令の規定又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- (17) 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- (18) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- (19) その他村長が通常管理行為と認めるもの

（台帳の作成）

第 8 条 村長は、保全地区、保護動植物等を指定したときは、必要な事項を記載した台帳及び位置図を作成し、これを適切に保管するものとする。

（身分証明書）

第 9 条 条例第 13 条第 2 項の規定により職員が携帯する証明書は、様式第 5 号による。

（開発及び事業の届出）

第 10 条 条例第 15 条に規定する届出を要するものは、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

（届出に関する特例）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に規定する特定施設について、第 10 条に規定する届出をしたものとみなす。

- (1) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく届出を要する者
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定施設の届出を要する者
- (3) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく特定施設の届出を要する者
- (4) 良好な生活環境の保全に関する条例（昭和 48 年長野県条例第 11 号）に基づく特定施設の届出を要する者
- (5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく届出を要する者

(6) 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく許可を要する者

（届出書）

第12条 条例第15条に規定する届出は、様式第6号により、事業開始（変更）前60日までに提出しなければならない。

2 前項の届出には、第5条2項に掲げる図面等を添付しなければならない。

（身分証明書）

第13条 条例第20条第2項に規定する身分証明書は、様式第7号によるものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、施行前に既に行われている事業活動については適用しない。

### 別表第1（第10条関係）

開発行為等の事業	内容
ゴルフ場	5.0ヘクタール以上
別荘団地	1.0ヘクタール以上
一般住宅団地	1.0ヘクタール以上
スキー場	5.0ヘクタール以上
駐車場	0.1ヘクタール以上
建築物	高さ15メートル以上又は延面積500平方メートル以上
鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの	高さ16メートル以上（又は行列が500メートル以上続く電線路等）
地下資源の利用行為	深井戸の掘さく、試掘
立木の伐採	1.0ヘクタール以上
道路の建設	500メートル以上
河川等の改修整備	水質、水中魚ぞく等に著しい影響を及ぼす場合

別表第2（第10条関係）

公害防止の施設等を 要するもの	内容
農畜産物加工業	
精穀・精粉業	
木材・木工品製造業	一般製材、木工家具・建具、木工品加工等
採石業	採石・砂利採取等
燃料小売業	ガソリンスタンド
車両整備事業	
病院	
旅館、飲食業	1か月の雑排水の通常排出量が200立方メートル以上のもの
ゴミ・し尿・産業廃 棄物処理業	
セメント製品製造業	生コン、コンクリートブロック等
家畜・家きん・飼育 事業	乳牛 10頭以上 肉牛 20頭以上 豚 50頭以上 採卵鶏 200羽以上 ブロイラー 500羽以上
菌茸栽培事業	10万本以上